

法務省権啓第72号
令和7年9月11日

農林水産事務次官 殿

法務事務次官
(公印省略)

「第77回人権週間」の実施について(依頼)
時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
法務行政の推進につきましては、平素から格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当省におきましては、全国人権擁護委員連合会との共催により、本年12月4日（木）から同月10日（水）までの1週間を「第77回人権週間」とし、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るべく、別添実施要領により各種人権啓発活動を実施することといたしました。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、関連行事の実施について格別の御配意をお願い申し上げますとともに、貴管下機関・関係団体等に対しましても、本週間の実施について周知いただきたく、お願い申し上げます。

令和7年9月11日
法務省
全国人権擁護委員連合会

「第77回人権週間」実施要領

基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

のことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年（1949年）以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を目的とした各種人権擁護活動を実施してきたところです。

しかしながら、現在の我が国の状況を見ると、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、外国人やアイヌの人々、性的マイノリティの人々等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

とりわけ、近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているほか、令和6年度には、旧優生保護法をめぐる問題を含めた障害のある人の人権問題が関心を集めなど、人権教育及び人権啓発に関する施策が果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会を実現するには、国民一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、また、企業が人権に配慮した責任ある活動を行うことができるよう、人権啓発活動に一層強力に取り組んでいくことが必要です。そのような取組は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。

そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第77回人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の更なる普及高揚を図るべく、下記の要領により各種人権啓発活動を実施するものです。

記

1 名称

第77回人権週間

2 期間

令和7年12月4日（木）から同月10日（水）までの1週間

3 主催

法務省、全国人権擁護委員連合会

4 協力（予定）

内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、政令指定都市、国際連合広報センター、公益社団法人自由人権協会、公益社団法人商事法務研究会、公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国女性団体連絡協議会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本公証人連合会、公益財団法人日本国際連合協会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟、一般財団法人民事法務協会、公益財団法人日本ユニセフ協会、日本司法支援センター、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所

5 人権啓発活動内容

次に例示するような活動を有機的、総合的に行う。

(1) イベントの開催

人権に関する講演会、シンポジウム、映画会、パネルの展示等又はそれらを総合した地域的イベントその他のイベントの開催

(2) マスメディアの活用による啓発

テレビ・ラジオ等による報道やスポット広告、新聞・雑誌等の記事や広告を利用する啓発

(3) 屋外、公共施設、交通広告媒体による啓発

屋外掲示板、各種広告用掲示板、公共施設・商業施設等の掲示板、交通機関（車体広告、車内広告、駅掲示板等）を利用する啓発

(4) インターネットによる啓発

各啓発主体のウェブサイトやSNS、インターネット広告を利用する啓発

(5) その他の啓発推進媒体による啓発

広報誌、リーフレット、パンフレット、ミニコミ誌、フリーぺーパー等を利用する啓発